

地方独立行政法人大阪市立工業研究所情報セキュリティ基本方針

平成27年3月25日
理事長

地方独立行政法人大阪市立工業研究所が実施する技術支援、研究等の業務において、情報通信技術の使用は不可欠となっています。本法人は、それらの情報基盤を整備・活用することのみに注力するのではなく、情報セキュリティを正しく認識し、情報セキュリティ対策の促進に努めなければなりません。そのため、本法人は、情報セキュリティ対策の包括的な指針として、次のとおり情報セキュリティ基本方針を定めます。

1. 本法人は、コンピュータ、情報システム、ネットワーク並びにこれらで取り扱うデータ及び書類に記録されたデータ（以下「情報資産」という。）の機密性（情報資産へのアクセスを認められた者だけが、その情報資産にアクセスできる状態を確保すること）、完全性（情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること）及び可用性（情報資産へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報資産及び関連資産にアクセスできる状態を確保すること）を維持することに努める。
2. 本法人は、利用者や利害関係者の信頼を損なうことのないよう情報セキュリティ対策を講じ、技術の進歩や社会情勢等に適切に対応できるようこれを継続的に見直し、最適化を図っていかなければならない。
3. この基本方針は、本法人の役職員の他、本法人に派遣されている者等、本法人が保有する情報資産を取り扱うすべての者を対象者とする。
4. この基本方針の対象者は、本法人が保有する情報資産の性質を十分考慮し、本法人の情報セキュリティに関する規程類に基づいて、以下のことを遵守しなければならない。
 - (1) 本法人が保有する情報資産を管理、保護する。
 - (2) 本法人内部での情報セキュリティの侵害行為を防止することはもちろん、それらの行為に利用されないように努める。
 - (3) 本法人内部のコンピュータ及びネットワークを経由して本法人外部のコンピュータを不正に使用しない。
 - (4) 取扱い権限のない情報を不正に入手しない。
 - (5) 業務上必要のない情報を第三者へ提供しない。